

加 監 第 1 4 4 号

平成25年7月26日

加古川市長 樽 本 庄 一 様

加古川市監査委員 久 保 一 人

加古川市監査委員 大 塚 隆 史

加古川市監査委員 名 生 昭 義

加古川市監査委員 松 本 裕 一

平成24年度加古川市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の実施期間	1
第3	審査の方法	2
第4	審査の結果	2
1	健全化判断比率等の状況	3
(1)	実質赤字比率	3
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	8
ア	地方債元利償還額	9
イ	準元利償還額	9
ウ	特定財源	10
(4)	将来負担比率	11
ア	将来負担額	12
イ	充当可能財源等	15
(5)	資金不足比率	17
2	むすび	18

(注) 以下、文中及び各表中の金額等の記述は、次の要領による。

1. 文中及び各表中の金額は、千円単位で表示し、原則として表示単位未満を四捨五入したので、合計額と内訳の計、差引が一致しない場合がある。
2. 文中及び各表中の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入したので、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
3. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0.0」・・・0又は該当数値はあるが単位未満のもの。
「—」・・・該当数値のないもの及び算出不能又は無意味のもの。
4. 原則として各表中の元号は省略した。

平成24年度加古川市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率等の対象となる会計等

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
一般会計等	一般会計	[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	
	一般会計等に属する特別会計						公園墓地造成事業
							夜間急病医療事業
							歯科保健センター事業
							緊急通報システム事業
							病院事業債管理事業
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業					
		後期高齢者医療事業					
		介護保険事業					
		駐車場事業					
	公営企業に係る特別会計	法非適用 公設地方卸売市場事業					
		下水道事業					
		法適用 水道事業					
一部事務組合・広域連合		[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	
地方公社・第三セクター等		[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	

- (注) 1. 「法適用」とは地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業、「法非適用」とは「法適用」以外の公営企業である。
 2. 資金不足比率は公営企業ごとに算定されるものである。

第2 審査の実施期間

平成25年7月9日から平成25年7月26日まで

第3 審査の方法

提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成され、各比率が適正に算定されているかどうかについて、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書類及び証書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して確認した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、正確に作成され、各比率はいずれも適正に算定されていると認められた。

なお、各比率は次のとおり、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っていた。

比率名		24年度	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		—	11.28%	20.0%
連結実質赤字比率		—	16.28%	30.0%
実質公債費比率		7.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率		27.1%	350.0%	
資金不足比率	公設地方卸売市場事業	—	20.0%	
	下水道事業	—	20.0%	
	水道事業	—	20.0%	

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合、各比率は算定されないものであり、「—」と表示している。

1 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定されるが、実質赤字額がない場合は算定されない。

$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--

(注) 1. 実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

2. 標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

一般会計等の実質収支等の状況は、次のとおりである。

一般会計等の実質収支等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

会計名	24年度	23年度	増減
一般会計	408,496	359,140	49,356
公園墓地造成事業	44,555	61,737	△ 17,182
夜間急病医療事業	113,619	117,048	△ 3,429
歯科保健センター事業	26,755	22,934	3,821
緊急通報システム事業	3,505	3,443	62
病院事業債管理事業	0	0	0
合計 A	596,930	564,302	32,628
標準財政規模 B	48,288,700	47,749,764	538,936
実質赤字比率 A/B×100	—	—	—

平成24年度の一般会計等の実質収支額の合計額は、596,930千円の黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

各会計の状況を見ると、一般会計は408,496千円の黒字であり、単年度収支も49,356千円の黒字である。

公園墓地造成事業会計は44,555千円の黒字で、単年度収支は17,182千円の赤字である。

夜間急病医療事業会計は113,619千円の黒字で、単年度収支は3,429千円の赤字である。

歯科保健センター事業会計は 26,755 千円の黒字で、単年度収支も 3,821 千円の黒字である。

緊急通報システム事業会計は 3,505 千円の黒字で、単年度収支も 62 千円の黒字である。

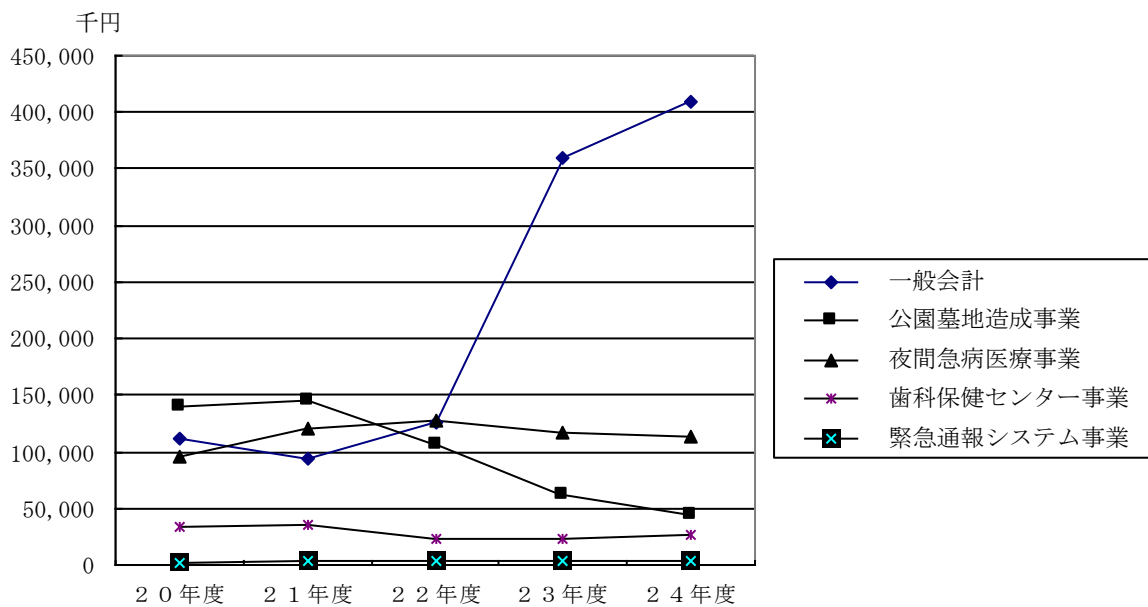
病院事業債管理事業会計は、実質収支 0 円である。

<参 考>

一般会計等の実質収支の推移

(単位 千円)

会計名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
一般会計	111,013	94,782	125,718	359,140	408,496
公園墓地造成事業	139,368	145,617	106,210	61,737	44,555
夜間急病医療事業	96,402	120,601	128,424	117,048	113,619
歯科保健センター事業	33,677	35,192	22,375	22,934	26,755
緊急通報システム事業	2,334	3,145	3,349	3,443	3,505
病院事業債管理事業	-	-	-	0	0
合 計	382,794	399,337	386,076	564,302	596,930



(注) 収支均衡が続いている病院事業債管理事業会計は除いている。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定されるが、全会計の連結実質赤字額がない場合は算定されない。

$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--

(注) 連結実質赤字額 = (イ+ロ) - (ハ+ニ)

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

各会計の実質収支又は資金剰余（不足）等の状況は、次のとおりである。

各会計の実質収支又は資金剰余（不足）等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)			
会計名	24年度	23年度	増減
一般会計等	596,930	564,302	32,628
国民健康保険事業	776,485	739,575	36,910
後期高齢者医療事業	63,687	50,318	13,369
介護保険事業	1,731	4,306	△ 2,575
公設地方卸売市場事業	0	0	0
駐車場事業	△ 76,922	△ 77,336	414
下水道事業	0	0	0
水道事業	5,592,539	5,280,528	312,011
合 計 A	6,954,450	6,561,693	392,757
標準財政規模 B	48,288,700	47,749,764	538,936
連結実質赤字比率 A/B×100	—	—	—

平成24年度全会計の実質収支額及び資金剰余（不足）額の合計額は、6,954,450千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

一般会計等以外の状況を見ると、国民健康保険事業会計は776,485千円の黒字で、単年度収支は36,910千円の黒字である。

後期高齢者医療事業会計は 63,687 千円の黒字で、単年度収支は 13,369 千円の黒字である。

介護保険事業会計は 1,731 千円の黒字であり、単年度収支は 2,575 千円の赤字である。

公設地方卸売市場事業会計は、平成 23 年度、平成 24 年度とも実質収支は 0 円であり、資金剰余（不足）は発生していない。

駐車場事業会計は 76,922 千円の赤字であり、単年度収支は 414 千円の黒字である。

水道事業会計は 5,592,539 千円の剰余資金があり、前年度に比べ 312,011 千円の増加である。

なお、下水道事業会計の実質収支は、平成 24 年度の実質収支が 0 円であり、資金剰余（不足）は発生していない。また、平成 23 年度は 64,496 千円の赤字であるが、減価償却前利益による負債償還可能額算定方式（法非適用企業）により算定された解消可能資金不足額が 123,941 千円であるため、健全化判断比率等の算定上は資金不足が発生していないことになる。

※解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において資金の不足額から控除する一定の額で、下水道事業会計では事業用施設の減価償却期間と企業債の償還期間との差等により生じる資金不足額である。

<参 考>

一般会計等以外の会計の実質収支の推移

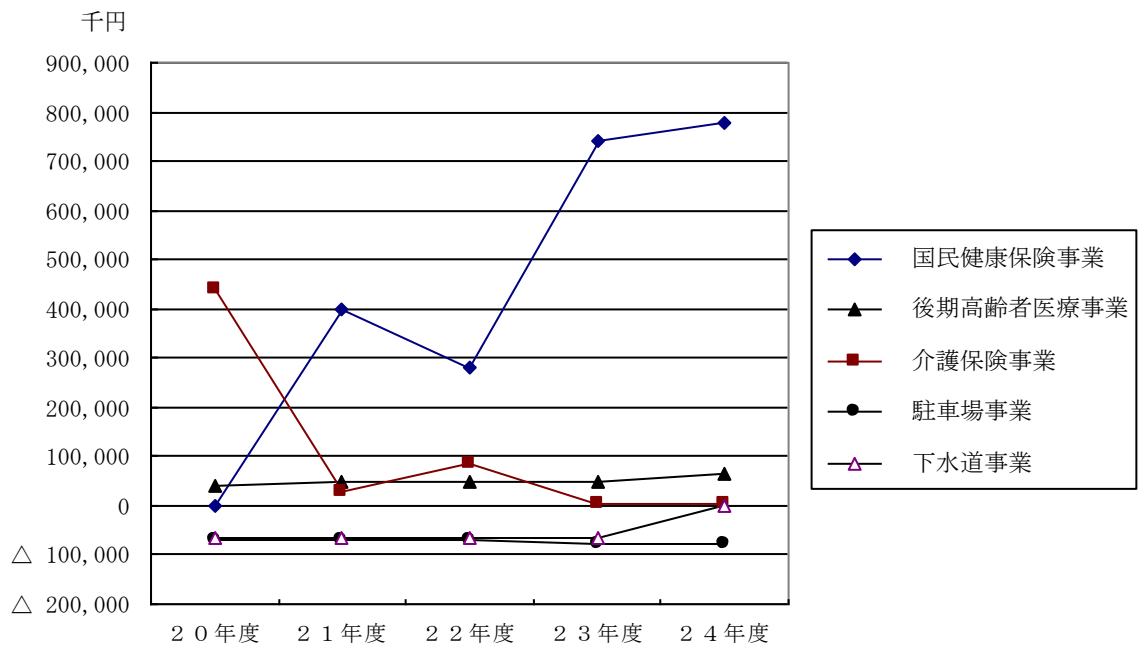
(単位 千円)

会計名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国民健康保険事業	0	398,315	278,901	739,575	776,485
老人保健事業	△ 52,691	9,569	0	—	—
後期高齢者医療事業	41,773	50,220	47,644	50,318	63,687
介護保険事業	438,159	27,803	86,079	4,306	1,731
生活安全共済事業	25,643	0	—	—	—
公設地方卸売市場事業	0	0	0	0	0
駐車場事業	△ 70,826	△ 71,077	△ 70,460	△ 77,336	△ 76,922
下水道事業	△ 63,812	△ 63,832	△ 64,223	△ 64,496	0
合 計	318,246	350,998	277,941	652,367	764,981

(注) 老人保健事業会計は22年度事業終了である。

生活安全共済事業会計は21年度事業終了である。

下水道事業の20年度及び21年度の欄は、公共下水道事業と農業集落排水事業の合計額を記載している。



(注) 収支均衡が続いている公設地方卸売市場事業会計は除いている。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が実質的に負担する公債費等の額の標準財政規模に対する比率（3か年平均）で、次の式から算定される。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債元利償還額+準元利償還額)} - \text{(特定財源+基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

(注) 1. 準元利償還額=イ+ロ+ハ+ニ+ホ

- イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ロ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
- ハ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ニ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ホ 一時借入金の利子

2. 基準財政需要額算入額は、元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額である。

公債費等の状況は、次のとおりである。

公債費等の状況

		(単位 金額：千円、比率：%)				
区 分		24年度	増減	23年度	増減	22年度
地方債元利償還額	A	9,664,064	93,530	9,570,534	1,341,946	8,228,588
準元利償還額	B	3,811,171	△ 51,894	3,863,065	△ 1,042,350	4,905,415
特定財源	C	3,183,396	236,137	2,947,259	1,106,122	1,841,137
基準財政需要額算入額	D	7,738,673	208,581	7,530,092	58,234	7,471,858
(A+B)-(C+D)	E	2,553,166	△ 403,082	2,956,248	△ 864,760	3,821,008
標準財政規模	F	48,288,700	538,936	47,749,764	180,305	47,569,459
(F-D)	G	40,550,027	330,355	40,219,672	122,071	40,097,601
実質公債費比率 (単年度) E/G×100		6.2	△ 1.1	7.3	△ 2.2	9.5
実質公債費比率 (3か年平均)		7.7	△ 0.6	8.3	△ 0.5	8.8

平成24年度の実質公債費比率は7.7%で、前年度(8.3%)に比べ0.6ポイント低下しており、引き続き早期健全化基準の25.0%を下回っている。

ア 地方債元利償還額

一般会計等の公債費充当一般財源等額で、繰上償還した額、借換債で償還した額、満期一括償還地方債の元金償還額等を控除した額である。その内訳は、次のとおりである。

地方債元利償還額

(単位 千円)			
区 分	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度
地方債元利償還額(繰上償還額等を除く。)	8,228,588	9,570,534	9,664,064

イ 準元利償還額

地方債の元利償還金に準ずるものである。その内訳は、次のとおりである。

準元利償還額

(単位 千円)			
区 分	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度
公営企業等に係るもの	3,569,394	2,700,989	2,580,629
債務負担行為に係るもの	1,228,086	1,054,104	1,124,085
満期一括償還地方債(年度割相当額)	104,706	106,636	103,700
一部事務組合等に係るもの	0	0	0
一時借入金利子	3,229	1,336	2,757
合 計	4,905,415	3,863,065	3,811,171

(ア) 公営企業等に係るもの

一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債等の償還の財源に充てたと認められるものである。その内訳は、次のとおりである。

公営企業等に係る準元利償還額

(単位 千円)			
区 分	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度
介護保険事業	1,904	1,900	1,842
駐車場事業	56,401	49,801	7,568
公設地方卸売市場事業	467	4,817	4,878
下水道事業	2,463,195	2,622,280	2,547,867
水道事業	29,051	22,191	18,474
病院事業	1,018,376	-	-
合 計	3,569,394	2,700,989	2,580,629

(イ) 債務負担行為等に係るもの

債務負担行為に基づく支出のうち、地方債の元利償還金に準ずるものである。その内訳は、次のとおりである。

債務負担行為に係る準元利償還額

(単位 千円)			
区 分	2 2 年 度	2 3 年 度	2 4 年 度
依頼土地の買戻しに係るもの	901,515	740,821	829,321
P F I 事業に係るもの	221,517	221,773	221,852
国営土地改良事業に係るもの	42,987	38,062	30,315
利子補給に係るもの	37,819	31,393	24,542
その他	24,248	22,055	18,055
合 計	1,228,086	1,054,104	1,124,085

(ウ) 満期一括償還地方債(年度割相当額)

償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額である。実際には元金償還金が発生していなくても、年度割相当額を準元利償還額として算定するもので、かこがわ未来債等が該当する。

ウ 特定財源

地方債の償還に充当可能な特定財源である。その内訳は、次のとおりである。

特定財源

(単位 千円)			
区 分	2 2 年 度	2 3 年 度	2 4 年 度
都市計画税充当可能額	1,782,150	1,736,606	1,942,517
公営住宅使用料充当可能額	50,358	60,491	62,185
その他	8,629	1,150,162	1,178,694
合 計	1,841,137	2,947,259	3,183,396

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定される。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

(注) 1. 将来負担額=イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト+チ

- イ 一般会計等の地方債の現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額
 - ニ 市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる市からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 市が設立した法人の負債の額及びその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
2. 充当可能財源等=充当可能基金額+充当可能特定歳入見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

将来負担額等の状況は、次のとおりである。

将来負担額等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	24年度	23年度	増減
地方債の現在高	91,057,444	90,566,696	490,748
債務負担行為に基づく支出予定額	10,886,133	13,492,861	△ 2,606,728
公営企業債等繰入見込額	31,134,145	31,502,752	△ 368,607
組合等負担等見込額	0	0	0
退職手当負担見込額	16,197,395	16,490,086	△ 292,691
設立法人の負債額等負担見込額	349,160	370,621	△ 21,461
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
将来負担額 A	149,624,277	152,423,016	△ 2,798,739
充当可能基金額	17,876,409	16,215,586	1,660,823
充当可能特定歳入見込額	31,982,890	32,664,036	△ 681,146
基準財政需要額算入見込額	88,764,038	88,518,013	246,025
充当可能財源等 B	138,623,337	137,397,635	1,225,702
(A-B) C	11,000,940	15,025,381	△ 4,024,441
標準財政規模 D	48,288,700	47,749,764	538,936
基準財政需要額算入額 E	7,738,673	7,530,092	208,581
(D-E) F	40,550,027	40,219,672	330,355
将来負担比率 C/F×100	27.1	37.3	△ 10.2

平成 24 年度の将来負担比率は 27.1%で、前年度（37.3%）に比べ 10.2 ポイント低下しており、引き続き早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

将来負担額等の構成割合

区 分	(単位 千円)			
	24年度	割合	23年度	割合
地方債の現在高	91,057,444	60.86%	90,566,696	59.42%
債務負担行為に基づく支出予定額	10,886,133	7.28%	13,492,861	8.85%
公営企業債等繰入見込額	31,134,145	20.81%	31,502,752	20.67%
退職手当負担見込額	16,197,395	10.83%	16,490,086	10.82%
設立法人の負債額等負担見込額	349,160	0.23%	370,621	0.24%
将来負担額	149,624,277	100.00%	152,423,016	100.00%
充当可能基金額	17,876,409	12.90%	16,215,586	11.80%
充当可能特定歳入見込額	31,982,890	23.07%	32,664,036	23.77%
基準財政需要額算入見込額	88,764,038	64.03%	88,518,013	64.42%
充当可能財源等	138,623,337	100.00%	137,397,635	100.00%

ア 将来負担額

(7) 地方債の現在高

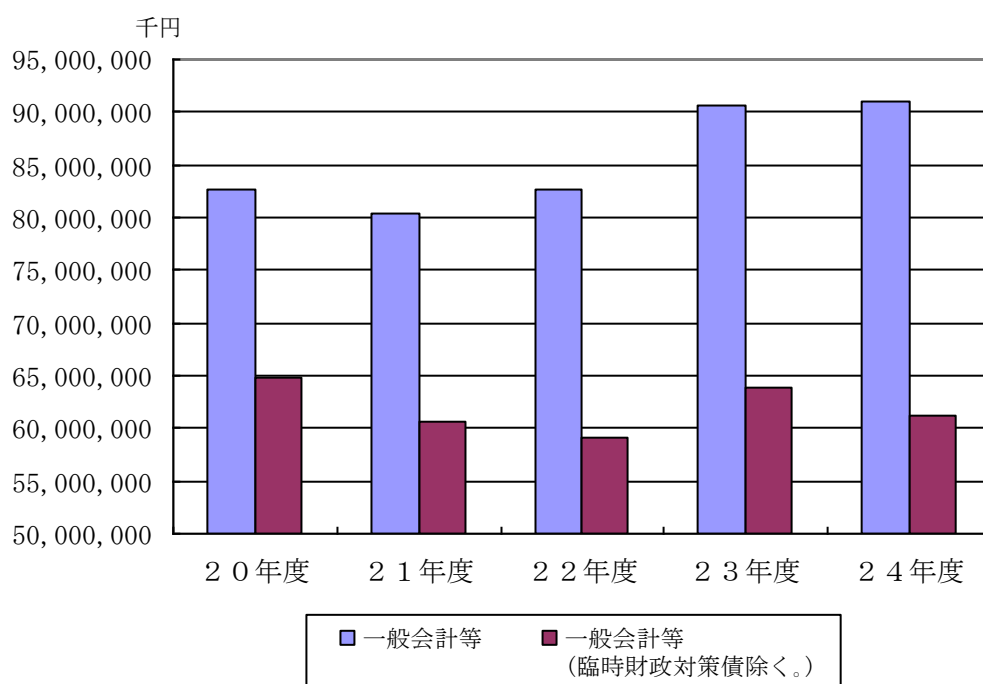
一般会計等の地方債の現在高は 91,057,444 千円で、前年度に比べ 490,748 千円の増加である。

増加の主な要因は、一般会計の普通債の土木債が 1,753,421 千円及び衛生債が 474,243 千円減少したことに対し、一般会計の臨時財政対策債が 3,038,996 千円及び特別会計の病院事業債が 1,375,596 千円増加したことによるものである。

主な内訳は、一般会計の普通債の土木債 24,227,578 千円、教育債 8,139,632 千円及び衛生債 7,948,048 千円、臨時財政対策債 29,821,312 千円及び減税補てん債 3,782,582 千円並びに特別会計の病院事業債 10,719,617 千円である。

一般会計等の地方債残高の推移

区 分	(単位 千円)				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
一般会計等	82,568,613	80,466,605	82,693,832	90,566,696	91,057,444
一般会計等 (臨時財政対策債除く。)	64,730,380	60,654,001	59,146,163	63,784,380	61,236,132



(注) 臨時財政対策債とは、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして地方公共団体自らに地方債を発行させる制度である。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には将来負担比率に影響を及ぼさない。

(イ) 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額は 10,886,133 千円で、前年度に比べ 2,606,728 千円の減少である。

減少の主な要因は、加古川市土地開発公社に対する依頼土地の買戻しに係るものが 2,374,889 千円減少したことによるものである。

主な内訳は、加古川市土地開発公社に対する依頼土地の買戻しに係るもの 8,726,762 千円及び P F I 事業に係るもの 2,079,978 千円である。

債務負担行為に基づく支出予定額

区 分	(単位 千円)		
	24年度	23年度	増減
依頼土地の買戻しに係るもの	8,726,762	11,101,651	△ 2,374,889
P F I 事業に係るもの	2,079,978	2,259,453	△ 179,475
国営土地改良事業に係るもの	47,747	78,062	△ 30,315
その他	31,646	53,695	△ 22,049
合 計	10,886,133	13,492,861	△ 2,606,728

(ウ) 公営企業債等繰入見込額

公営企業債等繰入見込額は、公営企業債等の元金償還に対する一般会計等からの繰出見込額で、下水道事業のほか4会計に対するものである。

24年度の繰入見込額は31,134,145千円で、前年度に比べ368,607千円の減少である。

減少の主な要因は、下水道事業に対する繰出見込額が226,229千円及び水道事業に対する繰出見込額が137,440千円減少したことによるものである。

主な内訳は、下水道事業に対する繰出見込額30,885,889千円及び水道事業に対する繰出見込額217,625千円である。

公営企業債等繰入見込額の状況

(単位 千円)

会計名	24年度	23年度	増減
介護保険事業	6,810	8,550	△ 1,740
駐車場事業	0	6,500	△ 6,500
公設地方卸売市場事業	23,821	20,519	3,302
下水道事業	30,885,889	31,112,118	△ 226,229
水道事業	217,625	355,065	△ 137,440
合計	31,134,145	31,502,752	△ 368,607

(エ) 組合等負担等見込額

本市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担等見込額であるが、加古川市外2市共有公会堂事務組合、東播磨農業共済事務組合及び兵庫県後期高齢者医療広域連合については、いずれも地方債現在高がないため負担等見込額は算出されない。

(オ) 退職手当負担見込額

退職手当負担見込額は、一般会計等が実質的に退職手当を負担する特別職を含む職員（平成24年度末退職者を除く。）が、平成24年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額である。当年度の負担見込額は16,197,395千円で、前年度に比べ292,691千円の減少である。

(カ) 設立法人の負債額等負担見込額

設立法人の負債額等負担見込額は、本市が設立した法人の負債額のうち、一般会計等が負担するもの及び本市が損失補償を行っている債務等に係る一般会計等の負担見込額である。

当年度の負担見込額は 349,160 千円で、前年度に比べ 21,461 千円の減少である。

減少の主な要因は、(財)加古川食肉公社に対する負担額が 21,633 千円減少したことによるものである。

主な内訳は、加古川再開発ビル(株)に対する負担見込額 198,968 千円及び(財)加古川食肉公社に対する負担見込額 140,414 千円である。

なお、加古川市土地開発公社については、当年度末の負債額は 5,934,710 千円であるが、保有する現金及び預金と土地の取得価額の合計額が負債額を上回るため負担見込額は算出されない。

設立法人の負債額等負担見込額

法人名	(単位 千円)		
	24年度	23年度	増減
加古川再開発ビル(株)	198,968	203,689	△ 4,721
(財)加古川食肉公社	140,414	162,047	△ 21,633
兵庫県信用保証協会	9,778	4,885	4,893
(地独)加古川市民病院機構	0	0	0
合計	349,160	370,621	△ 21,461

(キ) 組合等連結実質赤字額負担見込額

本市が加入する組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額であるが、加古川市外 2 市共有公会堂事務組合、東播磨農業共済事務組合及び兵庫県後期高齢者医療広域連合については、いずれも実質赤字額又は資金不足額がないため負担見込額は算出されない。

イ 充当可能財源等

(7) 充当可能基金額

充当可能基金額は 17,876,409 千円で、前年度に比べ 1,660,823 千円の増加である。

増加の主な要因は、介護保険給付費準備基金が 145,061 千円減少したものの、公共施設等整備基金が 1,146,355 千円及び財政調整基金が 242,589 千円増加したこと

によるものである。

主な内訳は、公共施設等整備基金 6,232,238 千円及び財政調整基金 4,972,575 千円である。

充当可能基金額の状況

(単位 千円)

基金名	24年度	23年度	増減
奨学資金基金	12,940	12,900	40
財政調整基金	4,972,575	4,729,986	242,589
福祉コミュニティ基金	2,098,575	2,070,248	28,327
日光山墓園管理基金	599,410	580,880	18,530
市債管理基金	2,174,014	2,043,691	130,323
介護保険給付費準備基金	1,096,165	1,241,226	△ 145,061
国民健康保険事業基金	690,492	450,772	239,720
公共施設等整備基金	6,232,238	5,085,883	1,146,355
合計	17,876,409	16,215,586	1,660,823

(イ) 充当可能特定歳入見込額

充当可能特定歳入見込額は 31,982,890 千円で、前年度に比べ 681,146 千円の減少である。

主な内訳は、都市計画税 20,453,401 千円及び移行前病院事業債元金収入 7,630,417 千円である。

充当可能特定歳入見込額の状況

(単位 千円)

特定歳入	24年度	23年度	増減
都市計画税	20,453,401	22,530,639	△ 2,077,238
公営住宅使用料	767,932	744,028	23,904
住宅建設・改修資金回収金	17,380	19,205	△ 1,825
歯科保健センター受託事業収入	24,560	26,143	△ 1,583
病院施設整備等事業貸付金元金収入	3,089,200	730,700	2,358,500
移行前病院事業債元金収入	7,630,417	8,613,321	△ 982,904
合計	31,982,890	32,664,036	△ 681,146

(ウ) 基準財政需要額算入見込額

基準財政需要額算入見込額は 88,764,038 千円で、前年度に比べ 246,025 千円の増加である。

(5) 資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業における資金の不足額の事業の規模に対する比率で、次の式から算定されるが、資金不足が発生していない場合は算定されない。

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

(注) 1. 資金の不足額

[法適用企業] : (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

[法非適用企業] : (実質赤字額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

2. 事業の規模

[法適用企業] : 営業収益の額-受託工事収益の額

[法非適用企業] : 上記に相当する額

各会計の資金剰余(不足)等の状況は、次のとおりである。

各会計の資金剰余(不足)等の状況

(単位 金額:千円、比率:%)

事業名		資金剰余 (不足)額 A	事業の規模 B	資金不足比率 A/B
公設地方卸売 市場事業	24年度	0	70,351	—
	23年度	0	73,287	—
	増減	0	△ 2,936	—
下水道業	24年度	0	4,983,712	—
	23年度	0	4,898,434	—
	増減	0	85,278	—
水道事業	24年度	5,592,539	4,534,718	—
	23年度	5,280,528	4,604,772	—
	増減	312,011	△ 70,054	—

平成24年度は各公営企業会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率は算定されない。

2 むすび

平成24年度における健全化判断比率等のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字あるいは資金不足が発生していないため、前年度に引き続き算定されない。また、実質公債費比率は7.7%で、前年度(8.3%)に比べ0.6ポイントの低下、将来負担比率は27.1%で、前年度(37.3%)に比べ10.2ポイントの低下となっており、いずれも早期健全化基準を下回っている。

その要因としては、厳しい財政状況の中、未利用財産の有効活用の推進、未収金対策の推進など行財政改革への取組とともに、特に土地開発公社の債務の縮減を積極的に行ってきたことが挙げられ、本市の健全化判断比率等は良好であるといえる。

なお、一般会計及び国民健康保険事業特別会計の黒字要因については、国の施策によるものも含まれており、今後、特別会計等を含む連結決算による指標への影響はもとより、地方債残高のうち臨時財政対策債の構成比が上昇傾向にあることから、長期的な指標の推移についても、さらに注視していく必要がある。

また、広域による次期ごみ処理施設建設等の大規模プロジェクトのほか、公共施設の老朽化に伴う大規模修繕など、長期的な財政負担が想定されることから、市全体の施設維持・更新に対しては、行政経営の視点に立ったファシリティマネジメントを推進するなど、将来を見越した慎重な取組をされたい。

わが国においては、経済再生に向け、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三つを基本方針として、雇用や所得の拡大を目指す一方で、少子高齢化社会が到来し、さらに本格的な人口減少社会を控える中、将来負担の軽減と安定的な財政運営は喫緊の課題である。特に、これまで超低金利時代が続き、かつ臨時財政対策債や各種交付金制度の創設等により、地方財政への量的な資金供給が確保されてきたが、今後の社会経済情勢の変動に備えるためにも、地方自治体においては一層のリスク対応力が強く求められる。

本市においても、歳入の根幹である市税が、国の制度改正等によって影響を受けるとともに、歳出においてはさらに扶助費等の社会保障関連経費などの増加が予想されることから、今後も厳しい財政状況が続き、健全化判断比率等への影響が懸念される場所である。

したがって、引き続き、第5次行革緊急行動計画に基づき、選択と集中による効果的・効率的な行財政運営の推進に努めることはもちろんのこと、質の高い市民サービスを持続的に提供できるよう、健全な財政運営を着実に進められることを要望し、むすびとする。